

GBS 対応船体コンストラクションファイルの検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

GBS 対応船体コンストラクションファイルの検査に関する事項

改正理由

GBS 対応船体コンストラクションファイルの検査に関する要件は、新造時の要件が IACS 統一規則 Z23 に規定されており、定期的検査における要件が IACS 統一規則 Z10.2, 10.4 及び Z10.5 に規定されている。

GBS 対応船体コンストラクションファイルに対するより詳細な検査要件を規定すべきとの業界からのコメントを受け、IACS はこれらの統一規則の見直しを行って、2016 年 11 月に IACS 統一規則 Z23(Rev.6)並びに Z10.2(Rev.33), Z10.4(Rev.14)及び Z10.5(Rev.16)として採択した。

このため、IACS 統一規則 Z23(Rev.6)並びに Z10.2(Rev.33), Z10.4(Rev.14)及び Z10.5(Rev.16)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 定期的検査における船上及び陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに対する検査要件を規定した。
- (2) 新造時及び定期的検査における船体コンストラクションファイルの検査に関する詳細要件を検査要領に規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 3.2.1, 4.2.1, 5.2.1
鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.6, B3.2.1, B4.2.1, B5.2.1